

○高浜市吉浜交流館の設置及び管理に関する条例

令和5年3月24日

条例第9号

(設置)

第1条 市民に憩いや生涯学習の場を提供し、市民の連帯感の高揚を図るため、高浜市吉浜交流館（以下「吉浜交流館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 吉浜交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
高浜市吉浜交流館	高浜市屋敷町五丁目12番地8

(利用の許可)

第3条 吉浜交流館を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) その他管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第5条 第3条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、高浜市使用料及び手数料条例（昭和39年高浜町条例第18号）の定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(利用料金)

第6条 市長は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に、吉浜交流館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金は、高浜市公の施設の指定管理者の利用料金に関する条例（平成20年高浜市条例第28号）の定めるところによる。

3 第1項の規定により指定管理者が利用料金を收受する場合において、前条の規定は、適用しない。

4 第1項の規定により指定管理者が利用料金を収受する場合において、指定管理者は、第11条第2号の業務を行わないものとする。

(利用者の義務)

第7条 利用者は、吉浜交流館の利用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに第3条第2項の規定により許可に付けられた条件及び市長の指示に従うとともに、吉浜交流館の秩序を乱すような行為をしてはならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用者が前条の規定に違反したとき。

(2) 災害その他の事故により吉浜交流館の利用ができないとき。

(3) その他やむを得ない理由があると認めるとき。

(損害賠償)

第9条 利用者は、故意又は過失によって吉浜交流館の施設若しくは設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、吉浜交流館の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者に吉浜交流館の管理を行わせることができる。

2 指定管理者に吉浜交流館の管理を行わせる場合においては、第3条、第4条、第7条及び第8条中「市長」とあるのは、「第10条第1項に規定する指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 吉浜交流館の利用及びその制限に関する業務

(2) 使用料の収納に関する業務

(3) 吉浜交流館の維持管理に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、法令、高浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年高浜市条例第29号）、こ

の条例及びこの条例に基づく規則、吉浜交流館の管理運営に関し市と締結した協定その他市長の定めるところに従い、吉浜交流館の管理を行わなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、吉浜交流館の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例(昭和55年高浜市条例第14号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に廃止前の高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例第3条第1項の規定によりこの条例の施行の日以後の高浜市立吉浜公民館の利用の許可を受けている者は、第3条第1項の規定により吉浜交流館の利用の許可を受けた者とみなす。

(準備行為)

4 吉浜交流館を利用しようとする者は、この条例の施行の前においても、第3条第1項の規定の例により、利用の許可を受けることができる。

(高浜市使用料及び手数料条例の一部改正)

5 高浜市使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(高浜市やきものの里かわら美術館・図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

6 高浜市やきものの里かわら美術館・図書館の設置及び管理に関する条例(令和4年高浜市条例第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略